

○大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

昭和五十五年三月二十九日

大分県規則第二十一号

大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則をここに公布する。

大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年大分県規則第二十八号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年大分県条例第十三号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

(障害状態)

第三条 条例第三条第三項ただし書に規定する障害状態とは、別表に掲げる状態(加入者が制度に加入する前に既に有していた障害又は制度に加入する前の原因により生じた障害によるものに限る。)にある加入者が、既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して生じた結果、重度障害状態となつたときの状態をいう。

2 条例第十条第三項及び第十九条第一項第二号ただし書に規定する障害状態とは、別表に掲げる状態(口数の追加の承認を受けた加入者が、口数の追加前に既に有していた障害又は口数の追加前の原因により生じた障害によるものに限る。)にある口数の追加の承認を受けた加入者が、既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して生じた結果、重度障害状態となつたときの状態をいう。

(昭五七規則一六・平七規則九六・平二〇規則四五・一部改正)

(加入等の申込み)

第四条 加入申込者は、加入等申込書(第一号様式)に、次の各号に掲げる書類及び別に定める申込者告知書を添えて知事に提出しなければならない。

一 加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し。ただし、加入申込者又はその扶養する心身障害者が県内の市町村の住民基本台帳に記録されている場合は、それぞれの者に係る住民票の写しの添付を省略することができる。

二 障害証明書(第三号様式)

三 年金管理者指定届書(第四号様式)

2 条例第七条第一項の規定により口数の追加の申込みをしようとする者は、加入等申込

書に、申込者告知書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前二項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、加入若しくは口数の追加を承認したとき、又は加入若しくは口数の追加を承認しないときは、その旨を当該申込書を提出した者に通知するものとする。

4 知事は、前項の規定により加入又は口数の追加の承認の通知を受けた者が第一回の掛金又は加算掛金を納付したときは、大分県心身障害者扶養共済制度加入証書(第五号様式。以下「加入証書」という。)又は大分県心身障害者扶養共済制度口数追加証書(第六号様式。以下「口数追加証書」という。)を当該掛金又は加算掛金を納付した者に交付するものとする。

(平七規則九六・平二〇規則四五・平二一規則三・平二二規則二五・一部改正)

(掛金等)

第五条 掛金及び加算掛金は、知事が発行する納入通知書又は口座振替若しくは自動払込みの方法により、毎月十五日までに納付しなければならない。

(平二〇規則四五・一部改正)

(掛金等の減免)

第六条 知事は、加入者が次の各号の一に該当する場合に、それぞれ当該各号に定める額について、掛金又は加算掛金の減額又は免除の申請をした日の属する月の翌月から当該理由が消滅した日の属する月までの間掛金又は加算掛金を減額し、又は免除するものとする。ただし、減免する掛金は一口分のみとし、加算掛金は掛金がない場合にのみ減免するものとする。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者 掛金の全額

二 市町村民税を課せられる者のいない世帯に属する者 掛金の二分の一に相当する額

2 掛金又は加算掛金の減額又は免除を受けようとする者は、掛金等/減額/免除/申請書(第七号様式)に、減額又は免除の理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、掛金若しくは加算掛金を減額若しくは免除することを決定したとき、又は掛金若しくは加算掛金を減額若しくは免除しないことを決定したときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

4 掛金又は加算掛金の減額又は免除を受けている者は、毎年六月末日までに、掛金又は加算掛金の減額又は免除の理由を証する書類を知事に提出しなければならない。

5 掛金又は加算掛金の減額又は免除を受けている者は、掛金又は加算掛金の減額又は免除の理由が消滅したときは、速やかに掛金等/減額/免除/理由消滅届(第八号様式)を

知事に提出しなければならない。
(平七規則九六・一部改正)

(年金の支給)

第七条 条例第十条第一項の規定により年金の支給を受けようとする者は、年金支給請求書(第九号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 加入者の死亡により請求する場合
 - イ 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類。ただし、当該加入者の死亡が加入の承認を受けた日(口数の追加の承認を受けた加入者にあつては、口数の追加の承認を受けた日)から二年以内のものであるときは、死亡診断書(死体検案書)(第十号様式)
 - ロ 加入者の消除された住民票の写し(加入者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、除籍の抄本)
 - ハ 心身障害者及び年金管理者の住民票の写し(心身障害者又は年金管理者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
 - ニ その他知事が必要と認める書類
- 二 加入者の重度障害により請求する場合
 - イ 重度障害診断書(第十一号様式)
 - ロ 加入者の住民票の写し(加入者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本。以下同じ。)
 - ハ 前号ハ及びニに掲げる書類
- 2 知事は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、年金を支給することを決定したときは、その旨を当該請求書を提出した者に通知するとともに、加入等申込書に記載されている心身障害者を年金受給権者とした大分県心身障害者扶養共済制度年金証書(第十二号様式。以下「年金証書」という。)を交付するものとし、又は年金を支給しないことを決定したときは、その旨を当該請求書を提出した者に通知するものとする。
(昭五七規則一六・平七規則三二・平七規則九六・平二二規則二五・一部改正)

(加入証書等の再交付)

第八条 加入者又は年金受給権者若しくは年金管理者は、加入証書、口数追加証書又は年金証書を亡失し、又は損傷したときは、加入／口数追加／年金／証書再交付申請書(第十三号様式)により、加入証書、口数追加証書又は年金証書の再交付を知事に申請することができる。

(平七規則九六・一部改正)

(年金の支給停止)

第九条 知事は、条例第十二条の規定により年金の支給を停止する場合は、その旨を年金受給権者又は年金管理者に通知するものとする。

2 知事は、年金の支給の停止の理由が消滅したときは、年金の支給の停止を解除する旨を年金受給権者又は年金管理者に通知するものとする。

(弔慰金の支給)

第十条 条例第十六条第一項の規定により弔慰金の支給を受けようとする者は、弔慰金支給請求書(第十四号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 加入者が請求する場合
 - イ 加入者の住民票の写し
 - ロ 心身障害者の消除された住民票の写し(心身障害者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、除籍の抄本)
- 二 遺族が請求する場合
 - イ 加入者及び心身障害者の消除された住民票の写し(加入者又は心身障害者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、除籍の抄本)
 - ロ 遺族であることを証する書類
- 2 知事は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、弔慰金を支給することを決定したとき、又は弔慰金を支給しないことを決定したときは、その旨を当該請求書を提出した者に通知するものとする。
(平七規則三二・一部改正)

(脱退一時金の支給)

第十条の二 条例第十六条の二第一項の規定により脱退一時金の支給を受けようとする者は、脱退一時金支給請求書(第十五号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、加入者又は心身障害者が県内の市町村の住民基本台帳に記録されている場合は、それぞれの者に係る住民票の写しの添付を省略することができる。

- 一 加入者の住民票の写し
- 二 心身障害者の住民票の写し(心身障害者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
- 2 知事は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、脱退一時金を支給することを決定したとき、又は脱退一時金を支給しないことを決定したときは、その旨を当該請求書を提出した者に通知するものとする。
(平七規則九六・追加、平二一規則三・一部改正)

(脱退の申出等)

第十一条 条例第十九条第一項第四号の規定による脱退の申出又は加入している口数が二口である加入者がそのうちの一口を減少する場合の申出は、／脱退／減少／届書(第十六号様式)に、加入証書又は口数追加証書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、口数の減少により加入証書の口数の欄に訂正が必要となるときは、知事は、訂正のうえ加入証書を再交付するものとする。

2 条例第十九条第一項第五号及び第二項の規則で定める期間は、二月とする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

(平七規則九六・一部改正)

(届出)

第十二条 条例第二十条第一項から第四項までの規定による届出をしようとする者は、それぞれ次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 条例第二十条第一項第一号、第二項第二号及び第三項第一号の届出をする場合 / 氏名／住所／変更届書(第十七号様式)

二 条例第二十条第一項第二号、第二項第一号及び第三項第二号の届出をする場合 / 死亡／重度障害／届書(第十八号様式)

三 条例第二十条第一項第三号の届出をする場合 年金管理者／指定／変更／届書(第十九号様式)

四 条例第二十条第三項第三号の届出をする場合 年金支給停止／発生／消滅／届書(第二十号様式)

五 条例第二十条第四項の届出をする場合 年金受給権者現況届書(第二十一号様式)

2 前項第五号に掲げる年金受給権者現況届書は、毎年四月一日における年金受給権者の現況を記載し、年金受給権者に係る住民票の写し(年金受給権者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)を添えてその年の五月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、年金受給権者が県内の市町村の住民基本台帳に記録されている場合は、当該住民票の写しの添付を省略することができる。

(昭五七規則一六・平七規則三二・平七規則九六・平二一規則三・一部改正)

(台帳)

第十三条 知事は、加入者及び年金受給権者に関する事項を記載し、整理するため、加入者台帳(第二十二号様式)及び年金受給権者台帳(第二十三号様式)を作成するものとする。

(平七規則九六・一部改正)

(書類の経由)

第十四条 この規則により知事に提出する書類は、当該書類を提出する者の住所地を管轄

する市町村長を経由しなければならない。

2 知事が前項の書類を提出した者に交付する書類は、当該書類を提出した者の住所地を管轄する市町村長を経由するものとする。

3 前二項の規定は、大分県の区域内に住所を有しなくなつた者に対しては、適用しない。

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六一年規則第一二二号)

改正 平成七年一月二六日規則第九六号

平成二〇年四月一日規則第四五号

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(平二〇規則四五・旧第一項・一部改正)

附 則(平成二年規則第三四号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定は、平成二年四月二日から適用する。

附 則(平成七年規則第三二二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年規則第九六号)

この規則は、平成八年三月一日から施行する。

附 則(平成九年規則第四三三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年規則第一九号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年規則第六五号)

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第三一号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第二十一号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則(平成二〇年規則第四五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年規則第三号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(改正前の大分県住民基本台帳法施行条例の施行に関する規則等に定める様式による用紙に関する経過措置)

2 改正前の大分県住民基本台帳法施行条例の施行に関する規則第一号様式から第七号様式まで、改正前の大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第一号様式、第十五号様式及び第二十一号様式並びに改正前の浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則第一号様式(その一)及び第五号様式(その二)の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則(平成二二年規則第二五号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第三条関係)

(平二〇規則四五・旧別表第一の一部改正)

- 一 一眼の視力を全く永久に失ったもの
- 二 一上肢しを手関節以上で失ったもの
- 三 一下肢しを足関節以上で失ったもの
- 四 一上肢しの用を全く永久に失ったもの
- 五 一下肢しの用を全く永久に失ったもの
- 六 一手の母指及び示指を含んで四手指以上を失ったか若しくはその用を全く永久に失ったもの又は一手の母指若しくは示指を含んで三手指以上を失ったか若しくはその用を全く永久に失い、かつ、他の一手の母指若しくは示指を含んで二手指以上を失ったか若しくはその用を全く永久に失ったもの
- 七 一耳の聴力を全く永久に失ったもの